

福岡県公報

令和5年2月17日
第 374 号

目 次

告 示 (第86号-第94号)

○道路の供用の開始	(道路維持課)	1
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
公 告		
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	4
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	4
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○建築基準法に基づく道路の位置の指定	(建築指導課)	7
○建築基準法に基づく道路の指定	(建築指導課)	7
○私道の廃止及び変更の承認	(建築指導課)	9

○落札者等の公示	(財産活用課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○林業種苗法に基づく生産事業者の登録	(林業振興課)	11
○建設業の営業の停止	(建築指導課)	12

告 示

福岡県告示第86号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年2月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年2月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	福岡日田線	大野城市錦町三丁目2番3先から 大野城市錦町三丁目6番3先まで

福岡県告示第87号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業

要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和5年2月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定施業要件変更予定森林の所在場所
大野城市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第88号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年2月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和5年2月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間

北九州	岡垣線	宗像市吉留3163番3先から 宗像市吉留3595番5先まで

福岡県告示第89号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年2月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和5年2月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	久留米柳川線	三潞郡大木町大字横溝108番3先から 三潞郡大木町大字横溝120番1先まで

福岡県告示第90号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年2月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和5年2月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	直方芦屋線	直方市大字植木4105番先から 直方市大字植木4142番1先まで

福岡県告示第91号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域

を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年2月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直 方 県 道 福 岡 直 方 線			前	宮若市小伏40番1先から 宮若市小伏1864番1先まで	8.7 ～ 19.0	1903.4
			前	宮若市小伏40番1先から 宮若市小伏1864番1先まで	10.5 ～ 37.6	2108.6
			後	宮若市小伏39番1先から 宮若市小伏1864番1先まで	8.7 ～ 19.0	1903.4
			後	宮若市小伏39番1先から 宮若市小伏1864番1先まで	10.5 ～ 37.6	2108.6

福岡県告示第92号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年2月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年2月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直 方	福 岡 直 方 線	宮若市小伏39番1先から 宮若市小伏67番先まで

福岡県告示第93号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年2月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直 方 県 道 福 岡 直 方 線			前	宮若市脇田231番8先から 宮若市小伏39番1先まで	14.5 ～ 19.0	662.0
			後	宮若市脇田231番8先から 宮若市小伏39番1先まで	15.8 ～ 19.0	662.0

福岡県告示第94号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年2月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年2月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直 方	福 岡 直 方 線	宮若市脇田231番8先から 宮若市小伏39番1先まで

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年2月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡宇美町宇美東二丁目1706番4、1706番7、1753番1、1753番8から24番まで、1754番3、1755番2及び1755番4並びにこれらの区域内の道路・水路である町有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区高輪三丁目22番9号 / 福岡市東区松島六丁目6番33号
タマホーム株式会社 / 株式会社よかタウン
代表取締役 玉木 伸弥 / 代表取締役 野島 幸司

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年2月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 マルキョウ那珂川店
- (2) 所在地 那珂川市片縄西四丁目1094番1外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
・意見なし
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
・市道那珂川宇美線、県道後野福岡線は、歩道はあるが狭隘であること、児童・生

徒の通学路となっていること等から、工事車両の進入・退出時や工事の作業やード確保等に当たっては、児童・生徒並びに近隣住民の通行に最大限の安全確保に努めること。【学校教育課】

・交通量の増加に伴い、交通事故の増加が懸念される。特に那珂川北中学校、岩戸北小学校、福岡女子商業高等学校の通学路にもなっているため、学校、保護者、生徒にも注意喚起する必要がある。【安全安心課】

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

・当該業者から排出される一般廃棄物については廃棄物の処理及び清掃に関する法律および那珂川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に基づき適正な処理を行うこと。【環境課】

(4) 防災・防犯対策への協力

・未成年のたまり場になる可能性があるため、駐車場の施錠管理等に留意する必要がある。【安全安心課】

(5) 騒音の発生に係る事項

・意見なし

(6) その他

・意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年2月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和5年1月31日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ドラッグコスモス城島店

(2) 所在地 久留米市城島町檜津字奥諏訪1431番 1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1 号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1 号

4 大規模小売店舗を新設する日

令和 5 年 10 月 1 日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,377平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数 (台)
建物西側	48

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数 (台)
建物西側	10
建物西側	10
合計	20

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)

建物西側	50

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
建物内西側	10.61

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前 9 時 00 分	午後 10 時 00 分

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
2 箇所	建物敷地西側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時 00 分から午後 11 時 00 分

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

令和 5 年 2 月 17 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更しようとする都市計画の種類

筑豊広域都市計画道路 3・4・33-19号 上三緒安丸線

筑豊広域都市計画道路 3・4・33-104号 安丸道祖線

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

令和5年3月23日 午後7時00分から

(2) 場所

飯塚市立岩交流センター 第2研修室（飯塚市新立岩8番13号）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 筑豊広域都市計画道路の変更の案の概要

路線名	位置	区域（延長）
3・4・33-19号上三緒安丸線	（廃止する）	
3・4・33-104号大坪道祖線 （現3・4・33-104号安丸道祖線）	起点 飯塚市綱分字大坪 終点 飯塚市綱分字道祖 主な経由地 飯塚市綱分	約550メートル

(2) 閲覧

令和5年2月20日から同年3月6日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び飯塚市都市建設部都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を令和5年3月6日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又

は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年2月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

八女市納楚字楠町547番1、549番1及び549番6から549番15まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八女市本村798番地1

株式会社ベストハウス

代表取締役 水本 愛子

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年2月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

（第一工区）太宰府市水城六丁目507番92の一部、507番96、507番167から507番181まで及び1044番2並びに大字水城字裏ノ田1043番1の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市博多区東比恵一丁目5番5号

九州八重洲株式会社

代表取締役 中島 久雄

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年2月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市志摩師吉字稲葉388番14から388番33まで及び406番7並びに字名切428番1から428番5まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市中央区伊崎7番20号

株式会社Think Style

代表取締役 畑中 雄介

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のように道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

令和5年2月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	指定年月日	道路の位置	道路の延長 (m)	道路の幅員 (m)
4福整第64-9号	令和4年10月11日	福岡県糸島市二丈吉井字前田4023番1	84.8	6.0
4福整第64-10号	令和4年11月2日	福岡県糟屋郡宇美町宇美中央二丁目3341番4、3341番12	17.006	4.001
4福整第64-11号	令和4年12月27日	福岡県糟屋郡志免町別府二丁目112-4	20.47	4.83~5.00
4北整第10号-7	令和4年11月24日	福津市宮司ヶ丘197番1、197番2	72.18	6.00
4飯整第150号-2	令和4年11月25日	飯塚市大日寺字伊土用472-1	36.78	6.00~6.10

4飯整第150号-3	令和4年12月19日	飯塚市秋松字中川原243番1、243番5、243番8、243番9	61.79	6.00~6.01
4南整柳第578号-3	令和4年11月28日	福岡県柳川市三橋町蒲船津字先園73番44、73番45	50.67	6.02~6.05
4南整柳第578号-4	令和4年12月22日	柳川市三橋町蒲船津1416番4、柳川市三橋町蒲船津字西新開238番4、240番4	90.77	6.01~6.06
4女整第29号-8	令和4年10月17日	八女市宅間田字行司出102番8	75.167	6.00~6.44
4女整第29号-9	令和4年10月18日	八女市室岡字長畑938番4、939番1	56.81	6.02
4女整第29号-10	令和4年10月26日	八女郡広川町大字久泉字北中野769番1、字南中野770番4	48.93	6.01~6.02
4女整第29号-11	令和4年11月25日	八女市納楚字柳434番1	43.32	6.02
4女整第29号-12	令和4年12月7日	筑後市大字西牟田字上京手3409番1	75.72	6.00~6.02
4朝整第1084号-4	令和4年10月24日	朝倉市柿原字酒屋畑857番2	75.80	6.01
4朝整第1084号-5	令和4年12月7日	朝倉郡筑前町東小田字出口2369番1	57.47	6.00~6.01
4朝整第1084号-6	令和4年12月21日	朝倉郡筑前町下高場字中高場615番14	62.58	6.00~6.01
4直整第2028号-2	令和4年10月7日	福岡県直方市大字感田2204番1	26.44	6.00
4直整第2028号-3	令和4年12月22日	福岡県直方市大字感田2280-3	41.42	6.00

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき、次のように道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する

令和5年2月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	指定年月日	指定期間	道路の位置	道路の延長 (m)	道路の幅員 (m)
------	-------	------	-------	--------------	--------------

4 那整第 361号- 6	令和 4 年 10月21日	令和 6 年 1 月31日 まで	起点：太宰府市水城二丁目659 番 1 の一部 終点：太宰府市水城二丁目657 番 2 の一部	74.010	8.709～ 8.866
4 那整第 361号- 7	令和 4 年 12月16日	令和 6 年 3 月31日 まで	① 起点：春日市下白水南七丁目 1 - 2 終点：春日市下白水南七丁目 2 - 2 ② 起点：春日市下白水南七丁目90 - 2 終点：春日市下白水南七丁目90 - 2	①35.0 ②29.5	①7.5 ②12.0
4 飯整第 2991号	令和 4 年 12月27日	令和 5 年 9 月30日 まで	起点：飯塚市棕本69番地の 1 地 先 終点：飯塚市棕本66番地の 3 地 先	115.0	12.00～ 17.80
4 南整柳 第429号- 4	令和 4 年 10月24日	令和 6 年 11月30日 まで	起点：柳川市金納542番 3 先 終点：柳川市矢加部669番 5 先	1210	13.0～32.0
4 女整第 336号- 7	令和 4 年 12月 2 日	令和 6 年 3 月31日 まで	起点：八女市長野1824番 8 先 終点：八女市上陽町北川内18番 1 先	412.7	6.6～31.20
4 女整第 336号- 8	令和 4 年 12月21日	令和 6 年 3 月31日 まで	起点：八女市本村839番 1 地先 終点：八女市本村789番 4 地先	57.0	6.9
4 京整第 29号	令和 4 年 11月17日	令和 6 年 10月15日 まで	起点：行橋市行事四丁目231番 3 地先 終点：行橋市行事四丁目225番 1 地先	210	5.05～5.37
4 田整第 2867号	令和 4 年 11月16日	令和 6 年 9 月30日 まで	起点：田川郡香春町大字中津原 字蓮臺寺2167- 1 番地先 終点：田川郡香春町大字中津原 字高松2325- 1 番地先	218.00	6.00～8.80
4 田整第 2867号- 2	令和 4 年 12月 9 日	令和 6 年 11月30日 まで	①： 起点：田川市大字楠1958番地 8 終点：田川市大字楠1962番地 2 ②： 起点：田川市大字楠1982番地 1 終点：田川市大字楠1982番地 1 ③： 起点：田川市大字楠1962番地 1 終点：田川市大字楠1965番地 1	①：184.84 ②：66.34 ③：166.65	①：10.00 ②：6.50 ③：6.00

4 田整第 2867号- 3	令和 4 年 12月 7 日	令和 5 年 12月31日 まで	①： 起点：田川郡大任町大字大行事 2116番地 1 終点：田川郡大任町大字大行事 1800番地 8 ②： 起点：田川郡大任町大字大行事 1773番地 1 終点：田川郡大任町大字大行事 1800番地 8 ③： 起点：田川郡大任町大字大行事 1774番地 1 終点：田川郡大任町大字大行事 1776番地 1 ④： 起点：田川郡大任町大字大行事 1785番地 終点：田川郡大任町大字大行事 1787番地 ⑤： 起点：田川郡大任町大字大行事 1786番地 終点：田川郡大任町大字大行事 1796番地 ⑥： 起点：田川郡大任町大字大行事 1773番地 1 終点：田川郡大任町大字大行事 1774番地 1 ⑦： 起点：田川郡大任町大字大行事 1769番地 1 終点：田川郡大任町大字大行事 1770番地 ⑧： 起点：田川郡大任町大字大行事 1770番地 終点：田川郡大任町大字大行事 1769番地 1 ⑨： 起点：田川郡大任町大字大行事 2116番地 1 終点：田川郡大任町大字大行事 2116番地 1	①：316.03 ②：354.94 ③：61.74 ④：65.75 ⑤：72.96 ⑥：212.21 ⑦：54.00 ⑧：22.35 ⑨：79.37	①：6.50 ②：6.00 ③：6.00 ④：6.00 ⑤：6.00 ⑥：6.00 ⑦：6.00 ⑧：6.00 ⑨：6.00
----------------------	-------------------	------------------------	--	--	--

4 直整第 3370号	令和 4 年 12月22日	令和 6 年 11月30日 まで	起点：直方市新町一丁目411- 4 地先 終点：直方市新町一丁目437- 3 地先	113.0	6.0~25.0
----------------	------------------	------------------------	--	-------	----------

公告

次の私道の廃止及び変更を承認したので、福岡県建築基準法施行細則（昭和26年福岡県規則第1号）第22条第2項の規定により公告する。

令和 5 年 2 月 17 日

福岡県知事 服部 誠太郎

承認番号	承認年月日	申請種別	道路の位置	道路の延長 (m)
4 飯整第2926号	令和 4 年12月16日	全部廃止	嘉穂郡桂川町大字土居字夕舞 田351番地 1	20.00
4 飯整第2926号 - 2	令和 4 年12月16日	全部廃止	嘉穂郡桂川町大字土師字中ノ 坪2126番 1、2126番 5	66.40
4 飯整第2926号 - 3	令和 4 年12月16日	全部廃止	嘉穂郡桂川町大字豆田字六反 坪 5 番 11、9 番 2 の一部、9 番 3 の一部	96.49
4 京整第3468号	令和 4 年12月 8 日	一部廃止	行橋市行事四丁目341番の一 部、水路の一部	59.20
4 田整第2870号	令和 4 年11月16日	一部廃止	田川郡香春町大字中津原2325 - 1 の一部、2171 - 2 の一部 、里道の一部	50.00
4 田整第2870号 - 2	令和 4 年11月16日	一部廃止	①： 田川郡香春町大字中津原2171 - 2 の一部、2167 - 3 の一部 、2325 - 1 の一部、2325 - 2 の一部、里道の一部 ②： 田川郡香春町大字中津原2325 - 1 の一部	①：145.00 ②：15.00

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 5 年 2 月 17 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 落札に係る物品等の名称及び数量
福岡県有施設（12施設）ガス供給 1 式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
総務部財産活用課設備管理係
 - 所在地
福岡市博多区東公園 7 番 7 号
- 落札者を決定した日
令和 4 年12月20日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏名
西部瓦斯株式会社
 - 住所
福岡市博多区千代一丁目17番 1 号
- 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
126,225,363円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告日
令和 4 年11月 4 日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 5 年 2 月 17 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市川原字植松1004番 5 及び1004番 8
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名

古賀市谷山884-4 ベルモンテヌ I 105号

真島 一浩

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年2月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市川原字植松1004番1及び1004番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
古賀市庄14-1
荒木 文武

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年2月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市川原字植松1004番4及び1004番7
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
古賀市花鶴丘二丁目1-7-527
小柳 貴徳

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年2月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市名残字長浦5番1、8番2及び9番41
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市博多区那珂一丁目41-34-1-202号
竹若 二三和

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年2月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字久原字堀田1895番2、1929番10の一部及び1930番2の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡篠栗町津波黒197-1-208
若林 大輔

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年2月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字久原字堀田1895番1、1929番10の一部及び1930番2の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市西区西の丘三丁目15番16号
大久保 謙太郎

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 5 年 2 月 17 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市平井一丁目1104番11及び1104番14から25まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北九州市八幡西区下上津役四丁目 1 - 36
大英産業株式会社
代表取締役 一ノ瀬 謙二

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 5 年 2 月 17 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩芥屋字芥屋204番 1 及び204番 3 から204番 5 まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市中央区平和五丁目 5 - 12 - 402
株式会社アトリス
代表取締役 南里 嘉範

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 5 年 2 月 17 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市大井字池ノ谷574番 3 及び574番 6 から574番11まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福津市小竹一丁目 3 番 7 号
宗像地建株式会社
代表取締役 薙野 光

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 5 年 2 月 17 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
みやま市高田町岩津字田代1063番 1、1064番 1、1065番 1、1065番 2、1066番及び1361番19
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
みやま市高田町岩津962番地
学校法人 宮本学園
理事長 宮本 真二

公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づき、次のように生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和 5 年 2 月 17 日

福岡県知事 服部 誠太郎

登録番号	生産事業者		生産事業内容	事業所	
	氏名	住所		名称	所在地

福岡県 第527号	株式会社足達 木材	八女市星野村 16004-1	種穂（採取）苗木（幼 苗の育成）苗木（幼苗 以外の苗木の育成）	株式会社足達 木材	八女市星野村 16004-1
--------------	--------------	-------------------	---------------------------------------	--------------	-------------------

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和5年2月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分をした年月日

令和5年2月8日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
弥永建設有限会社	久留米市山本町耳納904	弥永 久美子	令和4年1月6日 福岡県知事許可（般-3） 第72601号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、公共工事に係る営業

（注）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）

別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和5年2月8日から令和6年2月7日までの1年間

4 処分の原因となった事実

弥永建設有限会社の元代表取締役及び元取締役は、福岡県久留米市発注の道路修繕工事に関し、同市元職員に対し、有利かつ便宜な取り計らいを受ける見返りとして、無利子、無担保で170万円を貸与したことによる贈賄の疑いで、令和4年10月19日、元取締役が逮捕、令和4年11月9日、元代表取締役が在宅起訴され、令和5年1月10

日、佐賀地方裁判所より、元代表取締役が懲役8か月（執行猶予3年）、元取締役が懲役10か月（執行猶予3年）の有罪判決を受け、令和5年1月25日、その刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。